

# 地域生活定着促進事業の概要について

# 地域生活定着促進事業の概要

## 1 事業の目的

本事業は、高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする犯罪をした者等に対し、各都道府県の設置する「地域生活定着支援センター」が、保護観察所、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、留置施設、検察庁及び弁護士会、地域の福祉関係機関等と連携・協働しつつ、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束中から釈放後まで一貫した相談支援を実施することにより、その社会復帰及び地域生活への定着を支援し、**地域共生社会の実現を図る**とともに、再犯防止対策に資することを目的とする。

## 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

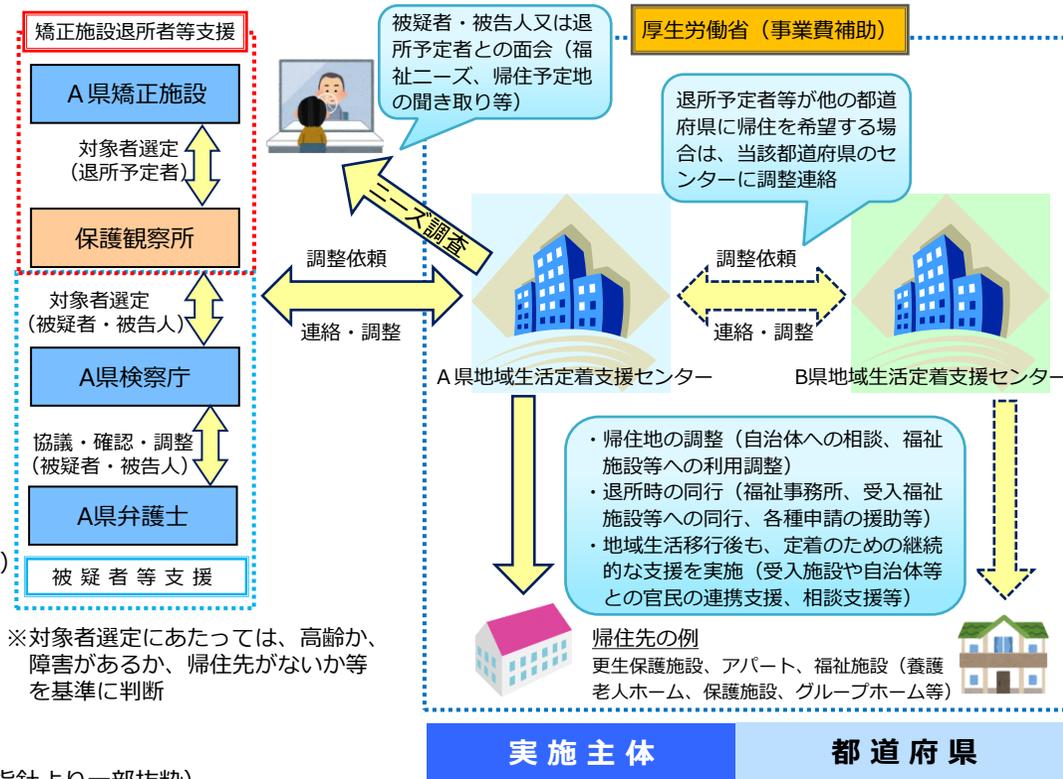
### 事業の概要

- 平成21年度から、高齢又は障害により支援を必要とする矯正施設退所者に対して、退所後直ちに福祉サービス等につなげる「地域生活定着支援センター」の整備を実施。
- 平成23年度末に全国47都道府県への整備が完了し、平成24年度からは全国での広域調整が可能に。
- 令和3年度から被疑者等支援業務を開始。
- 地域生活定着支援センターは、既存の福祉関係者等と連携して、以下の業務を実施。
  - ① コーディネート業務（矯正施設退所予定者の帰住地調整を行う）
  - ② フォローアップ業務（矯正施設退所者を受け入れた施設等への助言を行う）
  - ③ 被疑者等支援業務（被疑者等の福祉サービス等の利用調整や釈放後の継続的な援助等を行う）
  - ④ 相談支援業務（犯罪をした者等への福祉サービス等についての相談支援を行う）
  - ⑤ 関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等に係る業務

- 官民協働の支援ネットワークの構築強化費
- 協議体を活用した連携強化推進費

（地域生活定着促進事業実施要領、地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針より一部抜粋）

### スキーム図



# 地域共生社会の実現に向けて

## 地域共生社会とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、  
地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が  
世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。



## 地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針 「第3 センターの事業 3事業の一般原則」

(6) そもそも、犯歴の有無を問わず、ニーズがあつて真に支援を求める人に対しては、その真意に沿つて、地域において福祉的支援が受けられる環境を整備することが必要である。また、本事業は、限られた社会保障の資源を、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束のために地域とのつながりを失った人に活用し、広域調整によって必要な支援を地域で受けられるようにするものであつて、既存の福祉的支援との連携強化を進めることが重要である。そのため、本事業を効率的・重点的に実施する観点から、事業の内容や規模を精査し、適切な業務量を確保するとともに、既存の福祉サービスとの一体的実施や円滑な移行が行われるよう努めるなど、地域の総合力を生かした事業実施を行うものとする。

## 地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針 「第4 業務の実施細目 4」

(1) センターの長は、利用者に対する支援を円滑かつ効果的に実施するため、矯正施設若しくは保護観察所において特別調整対象者として、又は検察庁、弁護士会、若しくは保護観察所において勾留中の調整の対象者として選定をする手続を行つている段階から、必要に応じて、矯正施設の長等に対し福祉的な視点から必要な調査・調整について助言を行うものとする。また、特別調整対象者又は勾留中の調整の対象者として選定され、保護観察所の長からの協力依頼を受けた後においても、個々の利用者の事例に対応した関係機関等から成る会議の開催に努めるものとする。

(2) センターの長は、平素から、保護観察所、矯正施設、検察庁、弁護士会、福祉関係機関、地方公共団体その他の関係機関等と連携を密に保つために、保護観察所が主催する連絡協議会に出席するとともに、研修や協議会等を開催し、犯歴の有無を問わず、ニーズがあつて真に支援を求める人について、地域において必要な福祉的支援が受けられるための環境づくりや支援のためのネットワークの構築に努めるものとする。

